

## 紛議の経過

ところで、右の従業員の不満は正式に嘆願書となつて現はれることなく、従業員側は産報委員會を通じて支給率の増額を要求したい意向の如くであつた。しかし會社側はこの希望を早急に容れることなく、或る程度産報委員を無視して、その代り、役付職工並に下級職員を懐柔しようとする意圖が濃厚に伺はれたのであり、その現はれとしては十二月十一日に砂野労働課長がこれ等役付職工並に下級職員を集めて増資記念手當につき「資金調整法の關係もあるから支給時期については少しく遅れるし、また金額についても期待しないで欲しい」旨を傳達した事にも見られる。このよな會社側の意思表示に對しては勿論、従業員は満足する筈もなく、同月十三日頃から毎日の様に不平の表徴として労働課やその他の事務所の窓硝子に石を投じて破壊する行爲が演ぜられた。そこで會社側も事態の悪化を心配して同月十六日「来る廿三日のボーナス支給日に手當も同時に支給するから」との旨を従業員に通

知し、極力紛議の悪化の防止に努めるところがあつた。しかしながら、一度昂つた従業員の不満に對して右の言明等は夫して効果もなく、従業員の態度は益々硬化し、代表委員等は十八日頃には市内の**ブラジレイ**口喫茶店に於て奇々對策を協議すると云ふ有様であつた。かゝる従業員側の強硬な態度を看取した會社側は、最早や、役付職工や下級職員を通して従業員を慰撫することの不可能を察知して、同月二十日産業報國會委員（従業員側）を招集し、吉岡所長から委員に對する訓辭がなされ、また、砂野労働課長は「増資記念手當の支給と云ふ如きは會社の一方的行爲であるから、これに對して従業員側がとやかく容赦することは當を得たものではない」旨を述べて従業員側の行動をたしなめるところがあつた。比較的従業員側に信頼ある砂野労働課長の右の言辭は委員も或程度納得するところがあつたが、しかし同時になされた吉岡所長の訓辭には多分に獨善的態度があつたから、この委員會開催の結果は却つて従業員の心情を悪化せしめ、同日の退社時刻頃には更に、